

令和4年6月30日
高齢・障害・求職者雇用支援機構

令和4年7月1日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

令和4年7月1日以降に申請する訓練科の認定申請について、「求職者支援訓練(eラーニングコース)の認定基準等について」、「求職者支援訓練(eラーニングコース)の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」、「認定申請様式(eラーニングコース)」の更新を行いました。主な変更点については、次のとおりとなります。改訂項目一覧については、別紙のとおりです。

※具体的な相談・申請については、各都道府県支部までお問い合わせください。

LMSの要件について

LMS上で受講者のログイン時刻・ログアウト時刻の記録・管理ができない場合については、受講者が訓練実施機関に対し、当該時刻をメールにより通知することで代替可能となりました。

通信機器を使用して訓練を実施する場合について

認定様式第3号の「その他」の「通信の方法による訓練(同時双方向型)を行う場合」について、通信の方法による訓練(同時双方向型)を実施する場合に限らず、受講者が全員通所する通所型の訓練においても、通信機器を使用する場合は、記載して頂くよう修正しました。

訓練概要の記載方法について

ハローワークインターネットサービス上での職業訓練検索の利便性の向上等を図るため、該当する訓練コースを設定する場合は、対応するキーワードを必ず末尾に記載していただくこととなりました。詳細については、申請の留意事項33ページをご確認ください。

受講者が負担するその他費用

「受講者の費用負担が認められるもの」として、USBメモリを追加しました。

企業実習における講師要件について

企業実習において講師を担当する者の数については、「実技の危険の程度・指導の

難易度・受講者の特性に応じて、きめ細かい指導ができる講師の数」とする旨、追記しました。

講師が訓練実施施設外から通信による方法で訓練を実施するに当たっての留意事項

「職業スキル（学科、実技）」、「職場見学」、「職業人講話」、「100時間算定対象訓練以外（開講式、就職支援、キャリアコンサルティング等）」の科目については、要件を満たした訓練コースの場合に限り、講師が訓練実施施設外から通信による方法（同時双方向型）で訓練を実施することが可能です。詳細については、別紙16をご確認ください。

その他

軽微な文言の追記・修正を行いました。

令和4年7月1日以降に申請する訓練科からの申請の留意事項 改訂項目一覧

別紙

番号	文書	改訂箇所	ページ	改訂内容	備考
1	①留意事項(本文)		目次 上	留意事項の適用時期について	
2	①留意事項(本文)	①第6 2. (3)⑥	①P.19	LMSの要件について	<p>(旧) 訓練受講時間及び訓練の進捗状況等の管理・記録は、以下の機能を有するLMSにより行うこととなるため、使用する名称と要件(イ～ホ)について確認してください。なお、教材とLMSは同一のシステム上で運用されることが望ましいですが、訓練実施機関の適切な管理の下、複数のシステム・手段を併用することも可能です。 イ 受講者のログイン時刻・ログアウト時刻、訓練受講時間及びアクセスした教材を隔日ごとに記録・管理できること。</p> <p>(新) 訓練受講時間及び訓練の進捗状況等の管理・記録は、原則、以下の機能を有するLMSにより行うこととなるため、使用する名称と要件(イ～ホ)について確認してください。なお、教材とLMSは同一のシステム上で運用されることが望ましいですが、訓練実施機関の適切な管理の下、複数のシステム・手段を併用することも可能です。 イ 受講者のログイン時刻・ログアウト時刻、訓練受講時間(教材にアクセスしていた時間)及びアクセスした教材を隔日ごとに記録・管理できること。ただし、LMS上で受講者のログイン時刻・ログアウト時刻の記録・管理ができない場合については、受講者が訓練実施機関に対し、当該時刻をメールにより通知することで代替可能であること。</p>
3	①留意事項(本文) ②別紙15	①第6 2. (3)⑤ ②6(1)	①P.24 ②P.96	通信機器を使用して訓練を実施する場合	<p>(旧) 通信の方法による訓練(同時双方向型)を実施する場合</p> <p>(新) 通信機器を使用して訓練を実施する場合</p> <p>→当該箇所については、通信の方法による訓練(同時双方向型)を実施する場合に限らず、受講者が全員通所する通所型の訓練においても、通信機器を使用する場合は、記載すること。</p>
4	①留意事項(本文)	①第6 2. (5)⑩	①P.33	訓練概要の記載方法について	<p>(旧) 訓練受講によりどのような知識・技能を習得できるかわかるように訓練概要を記入してください。 記入例:○○の仕事に関する○○の知識及び技能・技術を習得する。</p> <p>(新) 訓練受講によりどのような知識・技能を習得できるかわかるように訓練概要を記入してください。 また、以下(イ)から(ニ)の訓練コースを設定する場合は、対応するキーワードを必ず末尾に記載してください。当該項目は、訓練内容として、ハローワークインターネットサービスに公開されます。「訓練内容」欄は、全角250文字の入力制限があることから、全てのキーワードが末尾に入るように、訓練概要の内容の調整をお願いいたします。 (イ)通信の方法による訓練(同時双方向型)を設定する場合は末尾に【オンライン対応コース】と記載してください。 (ロ)eラーニングコースを設定する場合は末尾に【eラーニングコース】と記載してください。併せて、パソコンやモバイルルーター等の貸与を行う場合には、末尾に【eラーニングコース(PC貸出あり(有料or無料)通信費用(有料or無料))】と記載してください。 (ハ)申請の留意事項別紙16に記載される「認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置」の適用を希望する訓練を設定する場合は末尾に【職場見学等推進】と記載してください。 (ニ)申請の留意事項第6. 2. (5)⑩に記載される「IT分野における認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置」の適用を希望する訓練を設定する場合は末尾に【IT資格】と記載してください。 【記入例】 ○○の仕事に関する○○の知識及び技能・技術を習得する。【eラーニングコース・オンライン対応コース・IT資格】</p>
5	①留意事項(本文)	①第6 2. (9)③	①P.41	受講者が負担するその他費用	「受講者の費用負担が認められるもの」として、託児付訓練にあつては託児サービス利用者の実費負担分(食事・軽食代、おむつ代等)及びUSBメモリを追加しました。
6	①留意事項(本文)	①第6 2. (11)⑤	①P.47	企業実習における講師要件について	<p>(旧) 企業実習において講師を担当する者は裏面の「求職者支援訓練の講師として認められる類型」に該当することが必要です。</p> <p>(新) 企業実習において講師を担当する者は裏面の「求職者支援訓練の講師として認められる類型」に該当することが必要です。 ※実技の危険の程度・指導の難易度・受講者の特性に応じて、きめ細かい指導ができる講師の数としてください。</p>
7	①別紙16		①P.99	講師が訓練実施施設外から通信による方法で訓練を実施するに当たっての留意事項	「職業スキル(学科、実技)」、「職場見学」、「職業人講話」、「100時間算定対象訓練以外(開講式、就職支援、キャリアコンサルティング等)」の科目については、要件を満たした訓練コースの場合に限り、講師が訓練実施施設外から通信による方法(同時双方向型)で訓練を実施することが可能です。詳細については、別紙16をご確認ください。
8	全般			【修正】軽微な文言の追記・修正。	